広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例(仮称)素案骨子を作成後、広報紙「ひろしま市民と市政」や本市ホームページ等を通じて、市民意見募集を実施しました。結果等は以下のとおりです。

1　募集期間：令和元（2019）年12月16日（月）～令和2（2020）年1月15日（水）

2　受付方法：郵送、ファックス、応募フォーム

3　応募件数：11件

4　概要等：

| 項目 | | 意見の概要 | 本市の考え方 |
| --- | --- | --- | --- |
| 名称 | | 条例の名称を「障害者差別解消条例」と、差別解消という言葉を全面に出すのではなく、「障害のある人もない人もともに暮らしやすいまちづくり条例」のような名称としてはどうか。 | 他都市では、御意見にあるような名称の条例も多くあり、広島市障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）や障害者団体との意見交換会（以下「意見交換会」という。）でも同様の御意見があった一方で、「このような名称では何の条例かわかりにくい。名称はわかりやすい方がよい。」といった御意見もありました。 　それぞれの御意見を踏まえて検討した結果、障害者差別解消法（以下「法」という。）の認知度もまだまだ低いなか、法や条例の周知啓発を行うに当たり、わかりやすい名称の方がより良いと考え、案の通りとしました。 |
| 総則 | 定義 | 障害あるいは障害者とは何かの定義づけがなされていない。しっかりと示したうえで、条例の内容を理解してもらう必要があるか、検討されたい。 | 今回の素案骨子では、定義について記載していませんが、条例の最終案では、定義を規定します。 　なお、その中で「障害者」について定義しています。 |
| 障害別の差別の例示がない。 | 障害を理由とする差別はあらゆる場面で発生する可能性があり、法文上網羅的に具体的な場面や事項を記載することは困難であり、仮に記載しようとした場合、かえって対象が限定される恐れがあることから、法では分野ごとの具体的な場面・事項は明記されていません。  本市の条例についても同様の状況であり、現時点では障害の種類や分野毎の定義はしないこととしました。なお、法改正があった場合等の必要に応じて、条例の内容については見直しを行います。  また、ご指摘のとおり、法や条例の趣旨をわかりやすく周知するためには、分野ごとに具体的な事例を示していくことが重要であると考えておりますので、「障害を理由とする差別の解消を推進する施策」として、「情報の収集、整理、提供」に取り組むこととしており、これに基づき具体的な事例の収集及び情報の提供を行いたいと考えています。 |
| 条例の中身については、全体的に障害者差別の解消に向けた基本的な事項のみにすっきりと分かりやすく絞り込みをしたものとなっている。相談及び紛争解決のための体制整備について、盛り込まれている点だけでも、条例制定の意味があると思う。ただ、他の自治体の条例では、分野ごとに差別や合理的配慮の事例を定義しているが、広島市は定義しないのか。 　また、国の基準をもとに個別、具体事例を一律に条例で明文化することが難しいならば、医療、公共交通機関、不動産といった、差別事例の多い分野を中心として、分野別の禁止行為を例示したQ＆A方式による事例集などを用い、より分かりやすく、十分な周知をしていく努力が求められる。 |
| 基本理念 | 障害のない人に対して、障害がある人への理解と関心を一方的に求めるだけのものではなく、お互いが相手のことを理解し、優しさと思いやりの気持ちをもって地域共生社会を作っていく視点が大切であり、基本理念に「何人も、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決に当たっては、差別する側と差別される側とに分け、相手方を一方的に非難し、又は制裁を加えようとするものであってはならず、お互いの立場を踏まえた当事者間の建設的な対話による相互理解を基本とすること」とあるのは、相互理解の促進の観点から非常に重要である。 | 法の基本的な考え方として、「合理的配慮の提供に当たる行為は、既に社会の様々な場面において日常的に実践されているものもあり、こうした取組を広く社会に示すことにより、国民一人ひとりの、障害に関する正しい知識の取得や理解が深まり、障害者との建設的対話による相互理解が促進され、取組の裾野が一層広がることを期待するものである。」とされています。  また、協議会においても、「あまり規制を強めると事業者が障害者と関わることを躊躇してしまうなど、かえって障害者理解を後退させてしまうことにならないか」と懸念する御意見もあったことから、基本理念に当該事項を規定し、この考え方のもと、障害を理由とする差別の解消の推進を実施してまいりたいと考えています。 |
| 必要な項目がしっかり盛り込まれており、災害時の対応や手話が言語であるという考え方について明記してあることはよいと思う。 | 近年多発する災害を受け、障害の特性に応じた情報提供や避難所における配慮など、障害者のニーズも高まっています。  また、手話は言語という考え方については、障害者基本法に明記されています。  こうしたことは差別の解消の推進に重要であると考えられることから、基本理念としています。 |
| 市民の役割 | 障害のない人に対して、障害のある人への理解と関心を一方的に求めるだけではなく、お互いが相手のことを理解し、優しさと思いやりの気持ちをもって地域共生社会を作っていく視点が大切であり、基本理念にそのことがあるのは非常に重要。こうしたことから、基本理念をうけ、市民の役割の条文に、次のとおり下線部分を追加してはどうか。「市民は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解と関心を深め、及び障害のある人もない人も相互に理解を深め、ともに暮らしやすいまちをつくるよう努めるとともに、本市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力するよう努める」 | 障害を理由とする差別の解消を推進するための市民の最も大きな役割は、「障害及び障害に関する理解と関心を深める」ことであり、その結果、「障害のある人もない人も相互に理解を深める」ことにつながるものと考えます。  また、「ともに暮らしやすいまちをつくる」ことは、本市、事業者、市民のそれぞれがその責務及び役割を果たすことにより実現されるものと考えられることから、市民の役割としては、原案のとおりとしたいと考えています。 |
| 障害を理由とする差別の禁止 | 不当な差別的取り扱い | 市民による不当な差別的取り扱いが、許されると受け取ってしまいそうであり、もう少し強い規定にしてほしかった。 | 市民については、障害者基本法を踏まえ、基本理念において、「何人も、不当な差別的取扱いにより、障害者の権利利益を侵害してはならないこと。」と規定しており、当然市民による不当な差別的取り扱いは禁止されているものと考えます。  なお、法では、事業者でない一般私人の行為や思想、言論については、法により規制することは不適当であると考えられることから、一般私人に対する規制的な規定は設けておらず、本市の条例についても同様の考えから、市民についての規定は設けていません。 |
| 合理的配慮の提供 | * 基本理念が何項目も書かれていて、「何人も」や「合理的な配慮がなされる必要がある」等あるが、事業者の合理的配慮の提供が「努めなければならない」なのは、物足りなく感じる。もっと強い規定にしてほしい。 * 事業者に対してはなかなか難しいと思うが、努力義務の部分を少し強めに表現することができればよいのではないか。 * 民間事業者における合理的配慮の提供が、国の差別解消法同様、努力義務にとどめられているのは問題であり、これを行政機関と同様、義務化すべきだと考える。 * 合理的配慮提供は国の法律では「努力義務」となっており、最悪やらなくても違法とはならないため、義務としてほしい。「過重な負担」がある場合は免除されるわけであり、義務付けない根拠にはならない。ユニバーサルデザインを謳ったタクシーや車いす対応のバスですら、障害者の利用を拒否している実態もあり、一定の強制力のある規定が必要 | 事業者の合理的配慮については、これまで、協議会や意見交換会、事業者アンケートや医療機関へのヒアリングにおいて様々な意見をいただきました。  その中で、法的義務にすべきだとの意見もありましたが、一方で、「合理的配慮」や「過重な負担」の定義があいまいで、かつ、その事例もまだまだ少ない現状において、今すぐに一律に義務化すると、事業者が混乱したり萎縮したりすることが考えられること、また、周辺市町と対応が異なることも県域で事業展開を行う事業者にとっては混乱することになることも考慮すると、やはり法律で義務化していくことが望ましいと考えられます。  こうした中で、令和元年11月14日に開催された内閣府の障害者政策委員会において、事業者による合理的配慮について、「一定の周知期間を設けた上で、行政機関等と同じく、その実施を義務化することを考えてはどうか」との検討の方法性が示されたことを踏まえ、本市としては、当面は努力義務のままとし、相談や紛争解決のための体制整備と理解の促進をしっかりと行いながら、国の動向に注視し、必要に応じて義務化の是非を検討したいと考えています。 |
| 障害を理由とする差別を解消する体制の整備 | | 相談員などを新設せず、差別解消委員会も独立した機関を設けていない。 | 相談体制の整備については、状況を見ながら、現在外部に委託して実施している「障害者110番（障害者のための権利相談ダイヤル）」事業を拡充し、専門相談員を設置したり、障害福祉課内に専門相談員を設置することなどを検討したいと考えています。  また、今回の素案骨子では、広島市障害者差別解消審議会の詳細については記載していませんが、市の内部部局とは別の第三者機関として、弁護士や学識経験者、障害者や事業者等の当事者の立場で御意見をいただける方などを委員とする市の附属機関として設置する予定です。  なお、条例の規定としては、委員については「中立公正な判断をすることができ、かつ、障害者の権利擁護に関して優れた識見を有する者」と、臨時委員については「特別の事項に関し十分な知識又は経験を有する者」とし、より具体的な内容を規則に規定するかどうか今後検討したいと考えています。 |
| 障害を理由とする差別を解消する体制の整備については、審議会が是非、実効性を持ったものとなるように設置されることを望む。 |
| 差別解消の体制については、是非とも、相談機関に弁護士等の肩書のある専門家を配置し、ただ電話で聞いて相手方に伝えるのではなく、根拠をもって申し入れることのできる体制をお願いしたいので、条例で、もう少し具体的に規定していただきたい。 |
| 審議会の体制のところで、構成員等について条例で具体的に規定することはできないか。 |
| 広島市も含め、行政機関が差別が疑われる事例の当事者となる可能性も十分ある。相談や調査も含め、障害福祉行政所管の部局とは組織や人員を別にした独立性のある組織を設け、専門の人員を配置し、権限も与え、多くの障害者が安心して相談ができるような体制整備をすべき。 |
| 障害を理由とする差別の解消を推進する施策 | | 障害を理由とする差別の解消を推進する施策については、これらが可能な限り実効性を担保できるものとなるように具体的な施策を検討していただきたい。 | 障害を理由とする差別の解消を推進する施策については、条例に基本的な事項を規定することにより、具体的な施策にしっかり取り組んでまいります。 |
| 市の主体的な取組について、障害者支援の分野は幅広く、理解促進、情報保障、災害対応等だけのように読めてしまうので、もう少し列記すべきではないか。 | 本条例は、あくまでも障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした条例ですので、差別の解消に特に重要と思われる施策について規定しており、広く障害者支援に関わる市の主体的な取組を列記することはしていません。  なお、障害を理由とする差別の解消を推進する施策だけでなく、障害者支援に関わる各施策については、「広島市障害者計画〔2018－2023〕」に基づきしっかりと取り組んでまいります。 |
| 障害者差別解消法自体でさえ、市民の認知度が低く、法律の中身も十分に理解されていない状況にある中、広島市の条例制定をきっかけに、今一度、マスコミを含め、世間の関心を呼び起こし、条例をしっかりと啓発し、周知徹底していくことにより、障害のある人もない人もともに支えあい暮らしやすい広島市が実現することを期待したい。 | いただいた御意見を参考に、本条例の公布後、法及び本条例についてしっかりと周知啓発し、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組んで参ります。 |
| 地域の学校で共に学ぶインクルーシブ教育の視点が欠けているように思われる。障害によって分け隔てられることなく、同世代の健常児と共に学ぶ機会を保証すべき。 | 本条例では、障害を理由とする差別の解消を推進するための施策として、「障害及び障害者に対する関心と理解を深めるための教育の推進」に取り組むこととしています。  なお、インクルーシブ教育については、「広島市障害者計画〔2018-2023〕」にも位置付けられており、様々な取り組みを実施しています。 |
| 事業者の取組を後押しする、環境整備のための補助金の創設等を盛り込んでいただきたい。（2件） | 事業者は、過重な負担のない範囲で合理的な配慮を行うよう努めなければならないとされており、事業を行う中で、事業者自らが実施することが基本であると考えており、本市が補助金を交付することは、現時点では考えていません。 |
| その他 | | 協議会委員の意見や意見交換会での当事者の意見が、反映されていない。（2件） | 条例の内容については、様々な御意見があり、事業者の合理的配慮の提供など相反する意見もあり、全ての御意見を反映することはできませんが、法の趣旨や国の動向、本市の障害者施策の内容を踏まえ、できる範囲で反映しているものと考えています。 |
| 何のために作るのか。作ればそれでいいのか。この程度の条例なら作らないほうがよい。この条例案が可決しても差別を受けた障害者が救われるとは思わない。 | 法では、障害を理由とする差別に関する相談対応や紛争解決のための仕組み、体制についての具体的な規定がなく、実効性の確保が課題となっており、本市としては、こうした課題に対処するため、相談しやすい体制や紛争解決のための体制の整備、実効性確保の仕組み等を盛り込んだ本条例を制定する必要があると考えています。特に、第三者機関として広島市障害者差別解消審議会を設置すること、助言やあっせんに従わない場合に勧告を行い、さらに勧告に従わない場合は公表をすることについては、条例により規定する必要があります。  したがって、こうした体制の整備、実効性の確保を図るとともに、条例施行後、障害を理由とする差別の解消を推進するための施策をしっかり行っていくことが重要だと考えています。  なお、条例施行後も、必要に応じて条例の内容について見直しを行うこととしています。 |
| 条例の制定過程で、障害当事者の意見を十分聞けていない。そのような状況で、急いで条例を制定すべきではない。もっと市民や障害当事者の意見を聞かないといけない。（5件） | 条例の内容については、障害当事者も委員となっている協議会において議論いただくこととし、平成31年3月、6月、8月、9月及び11月に協議会を開催しました。また、同年8月及び10月に意見交換会を、同じく11月に障害者団体への素案の説明会を実施しました。さらに、同年12月から1月にかけて市民意見募集することにより、市民や障害当事者の意見を伺う機会を設けてまいりました。 |
| 条例が制定される事を障害当事者でも知らない人がいる。急いで制定するよりも、条例制定について広報に努め、多くの人に知ってもらった上で制定する方がよい。（2件） | 協議会の資料等、本市のホームページで公開するなど、条例制定については周知しておりますが、御意見を真摯に受け止め、今後改善に努めて参ります。 |
| 条例の制定過程の資料が市のホームページにも出ているが、分かりにくいので、アクセスしやすく、分かりやすくしていくべき。 |
| 障害の有無にかかわらず、それらが個性や多様性として受容される寛大な社会になることを心から望んでいる。 　そういう意味で、条例の制定は大きな第1歩であると信じているので、障害児者施策の担当者の努力に期待する。 | いただいた御意見を参考に、より一層、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組んで参ります。 |
| 「障害者差別解消法」は、障害のある方の権利擁護の取組が一層強化されるものとして、非常に重要であり、大きな意味を持つものであるが、未だに、障害に対する理解不足や偏見、差別的な取扱いにより、障害者が日常生活や社会参加において、様々な制限を受けるケースがあることも事実である。 　こうした中で、広島市が条例を制定し、市民・事業者・行政が理念を共有し、障害者差別の解消に向けた体制の整備が進んでいくことは意義深いことである。広島市が条例制定に踏み切った判断、姿勢について評価したい。 |
| みどりの窓口で障害者手帳を出し、割引を利用して購入しているのだから、電子機器に切符情報だけではなく障害者情報等を付け加えるなどの配慮はして貰えないだろうか？聴覚障害者は見た目では分からない障害なので、機械システムなどを利用し、また筆談ボードや身振り、簡単な手話などの対応をして貰える様になる事を望む。 | 本条例の公布後、法及び本条例について事業者への周知を行うとともに、合理的配慮の具体的な事例について収集・整理し、それらの情報を市のホームページ等で公開してまいりたいと考えています。  なお、いただいた御意見については、事業者への周知を行う際に参考にさせていただきます。 |
| 障害者(記名式)パスピーを利用しているのだから、障害者が乗る事を分かる様にし、合理的配慮に繋がる様、改善を望む。(音声情報だけではなく視覚で分かる情報の提供をしてほしい) |
| この差別解消条例に手話を言語と認める文言が入っているから、現在市議会で継続審議されている手話言語条例は不要という判断に繋がらないか心配。ぜひ審議中の手話言語条例の制定をよろしくお願いしたい。 | 法の施行に伴い、手話を含む意思疎通手段による情報保障やその普及・啓発についての重要性は一層高まっていると認識しており、こうした認識のもと、本条例の内容を検討しているところです。  本市としましては、まずは、本条例を制定し、手話を含む意思疎通等のための手段による情報提供、意思疎通のための支援及び手話等の普及・啓発に、しっかりと取り組んで参ります。  なお、いただいたご意見については、参考とさせていただきます。 |
| 市長に全国手話言語市区長会に参加していただき、知識を持って公平な判断が出来る様にしていただきたい。 |
| 区役所厚生部には手話の出来る手話相談員がいるが、手話相談員が不在の時など、簡単な手話ができる職員の配置や、各公共施設に手話ができる職員やスタッフの配置を希望する。 | 本市では、市役所本庁舎の障害福祉課及び各区役所の保健福祉課（東区は福祉課）にタブレット端末を設置し、手話専用テレビ電話を使用した手話での相談体制を整えています。もし、各区の窓口等で手話相談員が不在の場合は、テレビ電話で相談をお受けしています。 　また、各公共施設への手話ができる職員等の配置については、合理的配慮としてどこまでできるか検討するよう周知してまいります。 |
| バリアフリーの推進によって、皆が働きやすく、社会参加することは経済にもいいことであるし、いろんな人で社会は構成されているので、共生と共にバリアフリーが大切である。 | バリアフリーについては、「広島市公共施設福祉環境整備要綱」に基づき、本市における公共施設のバリアフリー化を推進しており、引き続き取り組んで参ります。 |